5　制限の対象外

⑴　搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑵　制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第９において準用する豚コレラ防疫指針第10の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑶　制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②　移動時には、次の措置を講ずる。

ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ　移動経過を記録する。

③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑷　制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑶の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑸　移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

豚コレラ防疫指針第10を準用。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

豚コレラ防疫指針第11を準用。

第11　ウイルスの浸潤状況の確認

１　疫学調査

⑴　調査の実施方法

都道府県は、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人（獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。

⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。

①　病性等判定日から遡って８日以上22日以内に患畜と接触した豚等

②　病性等判定日から遡って８日以上22日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③　病性等判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている豚等

④　第４の２の⑵の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

２　移動制限区域内の周辺農場の調査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ＰＣＲ検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑵　清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、⑴と同様に検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。

３　１の⑵又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

⑴　１の⑵又は２の検査及びこれらの検査後に行う第３の４の検査の結果について、第４の判定を行う。

⑵　農林水産省は、１の調査及び２の検査並びにこれらの検査後に行う第３の４の検査の結果並びに⑴において行う第４の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針（第５において準用する豚コレラ防疫指針第６の２の⑴により決定するものをいう。）の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

４　検査員の遵守事項

豚コレラ防疫指針第12の４を準用する。

第12　ワクチン

アフリカ豚コレラの発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第13　消毒薬

アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消毒薬が有効である。

第14　家畜の再導入

豚コレラ防疫指針第14を準用。

第15　発生の原因究明

豚コレラ防疫指針第15を準用。

第16　その他

豚コレラ防疫指針第16を準用。